

公益財団法人核物質管理センター 令和２年度 原子力規制検査の総合的な評価について

令和２年度に原子力規制庁が公益財団法人核物質管理センターの別記施設において実施した原子力規制検査の結果に関して、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第６１条の２の２第７項に基づく総合的な評価は以下のとおりである。

1. 令和２年度 原子力規制検査等の結果

原子力規制庁は、令和２年度において事業者等の活動に関して基本検査を実施した。その結果は以下のとおりである。

(１) 原子力規制検査の結果

年度の検査計画どおり基本検査を実施し、検査指摘事項は確認されなかった。

(２) 安全実績指標の結果

安全実績指標について、評価対象となった項目は年間を通じて「指摘事項（追加対応なし）」の状態であった。

(３) その他事項

なし。

2. 総合的な評価

令和２年度においては、検査指摘事項が確認されず、安全実績指標は年間を通じて「指摘事項（追加対応なし）」であった。

また、各監視領域での活動目的の達成に向けた改善活動には、特段の問題は確認されなかった。

対応区分は年間を通じて第１区分であり、各監視領域における活動目的を満足していることから、パフォーマンスの劣化が生じても自律的な改善が見込める状態であると評価する。

3. 次年度以降の検査について

令和３年度の原子力規制検査は、令和２年度末の対応区分が第１区分であることから、引き続き第１区分とし、基本検査を行うこととする。

検査計画については、以下の原子力規制委員会ホームページを参照。

○検査計画一覧

https://www2.nsr.go.jp/activity/regulation/kiseikensa/joukyou/plan_ichiran.html

別記

六ヶ所保障措置センター 核燃料物質使用施設
東海保障措置センター 核燃料物質使用施設

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構
令和２年度 原子力規制検査の総合的な評価について

令和２年度に原子力規制庁が国立研究開発法人日本原子力研究開発機構の別記施設において実施した原子力規制検査の結果に関して、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第６１条の２の２第７項に基づく総合的な評価は以下のとおりである。

1. 令和２年度 原子力規制検査等の結果

原子力規制庁は、令和２年度において事業者等の活動に関して基本検査を実施した。その結果は以下のとおりである。

(１) 原子力規制検査の結果

年度の検査計画どおり基本検査を実施し、検査指摘事項は確認されなかった。

(２) 安全実績指標の結果

安全実績指標について、評価対象となった項目は年間を通じて「指摘事項（追加対応なし）」の状態であった。

(３) その他事項

なし。

2. 総合的な評価

令和２年度においては、検査指摘事項が確認されず、安全実績指標は年間を通じて「指摘事項（追加対応なし）」であった。

また、各監視領域での活動目的の達成に向けた改善活動には、特段の問題は確認されなかった。

対応区分は年間を通じて第１区分であり、各監視領域における活動目的を満足していることから、パフォーマンスの劣化が生じても自律的な改善が見込める状態であると評価する。

3. 次年度以降の検査について

令和３年度の原子力規制検査は、令和２年度末の対応区分が第１区分であることから、引き続き第１区分とし、基本検査を行うこととする。

検査計画については、以下の原子力規制委員会ホームページを参照。

○検査計画一覧

https://www2.nsr.go.jp/activity/regulation/kiseikensa/joukyou/plan_ichiran.html

別記

大洗研究所（南地区） 核燃料物質使用施設
大洗研究所 廃棄物管理施設
核燃料サイクル工学研究所 核燃料物質使用施設
原子力科学研究所 廃棄物埋設施設
原子力科学研究所 核燃料物質使用施設
大洗研究所（北地区） 核燃料物質使用施設
原子力科学研究所 NSRR（原子炉安全性研究炉）
大洗研究所（南地区） 高速実験炉（常陽）
大洗研究所（北地区） HTTR（高温工学試験研究炉）
原子力科学研究所 TRACY（過渡臨界実験装置）※廃止措置中
原子力科学研究所 TCA（軽水臨界実験装置）※廃止措置中
原子力科学研究所 JRR-3
原子力科学研究所 FCA（高速炉臨界実験装置）
核燃料サイクル工学研究所 再処理施設 ※廃止措置中
原子力科学研究所 STACY（定常臨界実験装置）
大洗研究所（北地区） JMTR（材料試験炉）※廃止措置中
原子力科学研究所 JRR-2 ※廃止措置中
原子力科学研究所 JRR-4 ※廃止措置中
大洗研究所（南地区） DCA（重水臨界実験装置） ※廃止措置中
新型転換炉原型炉ふげん ※廃止措置中
高速増殖原型炉もんじゅ ※廃止措置中
人形峠環境技術センター 核燃料物質使用施設
人形峠環境技術センター 加工施設 ※廃止措置中
青森研究開発センター 原子力第1船原子炉施設 ※廃止措置中

日本核燃料開発株式会社の核燃料物質使用施設 令和２年度 原子力規制検査の総合的な評価について

令和２年度に原子力規制庁が日本核燃料開発株式会社の核燃料物質使用施設において実施した原子力規制検査の結果に関して、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第６１条の２の２第７項に基づく総合的な評価は以下のとおりである。

1. 令和２年度 原子力規制検査等の結果

原子力規制庁は、令和２年度において事業者等の活動に関して基本検査を実施した。その結果は以下のとおりである。

(１) 原子力規制検査の結果

年度の検査計画どおり基本検査を実施し、検査指摘事項は確認されなかった。

(２) 安全実績指標の結果

安全実績指標について、評価対象となった項目は年間を通じて「指摘事項（追加対応なし）」の状態であった。

(３) その他事項

なし。

2. 総合的な評価

令和２年度においては、検査指摘事項が確認されず、安全実績指標は年間を通じて「指摘事項（追加対応なし）」であった。

また、各監視領域での活動目的の達成に向けた改善活動には、特段の問題は確認されなかった。

対応区分は年間を通じて第１区分であり、各監視領域における活動目的を満足していることから、パフォーマンスの劣化が生じても自律的な改善が見込める状態であると評価する。

3. 次年度以降の検査について

令和３年度の原子力規制検査は、令和２年度末の対応区分が第１区分であることから、引き続き第１区分とし、基本検査を行うこととする。

検査計画については、以下の原子力規制委員会ホームページを参照。

○検査計画一覧

https://www2.nsr.go.jp/activity/regulation/kiseikensa/joukyou/plan_ichiran.html

三菱原子燃料株式会社の加工施設 令和2年度 原子力規制検査の総合的な評価について

令和2年度に原子力規制庁が三菱原子燃料株式会社の加工施設において実施した原子力規制検査の結果に関して、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第61条の2の2第7項に基づく総合的な評価は以下のとおりである。

1. 令和2年度 原子力規制検査等の結果

原子力規制庁は、令和2年度において事業者等の活動に関して基本検査を実施した。その結果は以下のとおりである。

(1) 原子力規制検査の結果

年度の検査計画どおり基本検査を実施し、検査指摘事項は確認されなかった。

(2) 安全実績指標の結果

安全実績指標について、評価対象となった項目は年間を通じて「指摘事項（追加対応なし）」の状態であった。

(3) その他事項

なし。

2. 総合的な評価

令和2年度においては、検査指摘事項が確認されず、安全実績指標は年間を通じて「指摘事項（追加対応なし）」であった。

また、各監視領域での活動目的の達成に向けた改善活動には、特段の問題は確認されなかった。

対応区分は年間を通じて第1区分であり、各監視領域における活動目的を満足していることから、パフォーマンスの劣化が生じても自律的な改善が見込める状態であると評価する。

3. 次年度以降の検査について

令和3年度の原子力規制検査は、令和2年度末の対応区分が第1区分であることから、引き続き第1区分とし、基本検査を行うこととする。

検査計画については、以下の原子力規制委員会ホームページを参照。

○検査計画一覧

https://www2.nsr.go.jp/activity/regulation/kiseikensa/joukyou/plan_ichiran.html

ニュークリア・デベロップメント株式会社の核燃料物質使用施設 令和２年度 原子力規制検査の総合的な評価について

令和２年度に原子力規制庁がニュークリア・デベロップメント株式会社の核燃料物質使用施設において実施した原子力規制検査の結果に関して、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第６１条の２の２第７項に基づく総合的な評価は以下のとおりである。

1. 令和２年度 原子力規制検査等の結果

原子力規制庁は、令和２年度において事業者等の活動に関して基本検査を実施した。その結果は以下のとおりである。

(１) 原子力規制検査の結果

年度の検査計画どおり基本検査を実施し、検査指摘事項は確認されなかった。

(２) 安全実績指標の結果

安全実績指標について、評価対象となった項目は年間を通じて「指摘事項（追加対応なし）」の状態であった。

(３) その他事項

なし。

2. 総合的な評価

令和２年度においては、検査指摘事項が確認されず、安全実績指標は年間を通じて「指摘事項（追加対応なし）」であった。

また、各監視領域での活動目的の達成に向けた改善活動には、特段の問題は確認されなかった。

対応区分は年間を通じて第１区分であり、各監視領域における活動目的を満足していることから、パフォーマンスの劣化が生じても自律的な改善が見込める状態であると評価する。

3. 次年度以降の検査について

令和３年度の原子力規制検査は、令和２年度末の対応区分が第１区分であることから、引き続き第１区分とし、基本検査を行うこととする。

検査計画については、以下の原子力規制委員会ホームページを参照。

○検査計画一覧

https://www2.nsr.go.jp/activity/regulation/kiseikensa/joukyou/plan_ichiran.html

国立大学法人東京大学大学院工学系研究科原子力専攻の東京大学原子炉（弥生） 令和２年度 原子力規制検査の総合的な評価について

令和２年度に原子力規制庁が国立大学法人東京大学大学院工学系研究科原子力専攻の東京大学原子炉（弥生）において実施した原子力規制検査の結果に関して、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第６１条の２の２第７項に基づく総合的な評価は以下のとおりである。

1. 令和２年度 原子力規制検査等の結果

原子力規制庁は、令和２年度において事業者等の活動に関して基本検査を実施した。その結果は以下のとおりである。

(1) 原子力規制検査の結果

年度の検査計画どおり基本検査を実施し、検査指摘事項は確認されなかった。

(2) 安全実績指標の結果

安全実績指標について、評価対象となった項目は年間を通じて「指摘事項（追加対応なし）」の状態であった。

(3) その他事項

なし。

2. 総合的な評価

令和２年度においては、検査指摘事項が確認されず、安全実績指標は年間を通じて「指摘事項（追加対応なし）」であった。

また、各監視領域での活動目的の達成に向けた改善活動には、特段の問題は確認されなかった。

対応区分は年間を通じて第１区分であり、各監視領域における活動目的を満足していることから、パフォーマンスの劣化が生じても自律的な改善が見込める状態であると評価する。

3. 次年度以降の検査について

令和３年度の原子力規制検査は、令和２年度末の対応区分が第１区分であることから、引き続き第１区分とし、基本検査を行うこととする。

検査計画については、以下の原子力規制委員会ホームページを参照。

○検査計画一覧

https://www2.nsr.go.jp/activity/regulation/kiseikensa/joukyou/plan_ichiran.html

学校法人五島育英会東京都市大学原子力研究所
令和2年度 原子力規制検査の総合的な評価について

令和2年度に原子力規制庁が学校法人五島育英会東京都市大学原子力研究所において実施した原子力規制検査の結果に関して、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第61条の2の2第7項に基づく総合的な評価は以下のとおりである。

1. 令和2年度 原子力規制検査等の結果

原子力規制庁は、令和2年度において事業者等の活動に関して基本検査を実施した。その結果は以下のとおりである。

(1) 原子力規制検査の結果

年度の検査計画どおり基本検査を実施し、検査指摘事項は確認されなかった。

(2) 安全実績指標の結果

安全実績指標について、評価対象となった項目は年間を通じて「指摘事項（追加対応なし）」の状態であった。

(3) その他事項

なし。

2. 総合的な評価

令和2年度においては、検査指摘事項が確認されず、安全実績指標は年間を通じて「指摘事項（追加対応なし）」であった。

また、各監視領域での活動目的の達成に向けた改善活動には、特段の問題は確認されなかった。

対応区分は年間を通じて第1区分であり、各監視領域における活動目的を満足していることから、パフォーマンスの劣化が生じても自律的な改善が見込める状態であると評価する。

3. 次年度以降の検査について

令和3年度の原子力規制検査は、令和2年度末の対応区分が第1区分であることから、引き続き第1区分とし、基本検査を行うこととする。

検査計画については、以下の原子力規制委員会ホームページを参照。

○検査計画一覧

https://www2.nsr.go.jp/activity/regulation/kiseikensa/joukyou/plan_ichiran.html

株式会社日立製作所王禅寺センタのHTR 令和2年度 原子力規制検査の総合的な評価について

令和2年度に原子力規制庁が株式会社日立製作所王禅寺センタのHTRにおいて実施した原子力規制検査の結果に関して、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第61条の2の2第7項に基づく総合的な評価は以下のとおりである。

1. 令和2年度 原子力規制検査等の結果

原子力規制庁は、令和2年度において事業者等の活動に関して基本検査を実施した。その結果は以下のとおりである。

(1) 原子力規制検査の結果

年度の検査計画どおり基本検査を実施し、検査指摘事項は確認されなかった。

(2) 安全実績指標の結果

安全実績指標について、評価対象となった項目は年間を通じて「指摘事項（追加対応なし）」の状態であった。

(3) その他事項

なし。

2. 総合的な評価

令和2年度においては、検査指摘事項が確認されず、安全実績指標は年間を通じて「指摘事項（追加対応なし）」であった。

また、各監視領域での活動目的の達成に向けた改善活動には、特段の問題は確認されなかった。

対応区分は年間を通じて第1区分であり、各監視領域における活動目的を満足していることから、パフォーマンスの劣化が生じても自律的な改善が見込める状態であると評価する。

3. 次年度以降の検査について

令和3年度の原子力規制検査は、令和2年度末の対応区分が第1区分であることから、引き続き第1区分とし、基本検査を行うこととする。

検査計画については、以下の原子力規制委員会ホームページを参照。

○検査計画一覧

https://www2.nsr.go.jp/activity/regulation/kiseikensa/joukyou/plan_ichiran.html

東芝エネルギーシステムズ株式会社
令和2年度 原子力規制検査の総合的な評価について

令和2年度に原子力規制庁が東芝エネルギーシステムズ株式会社の別記施設において実施した原子力規制検査の結果に関して、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第61条の2の2第7項に基づく総合的な評価は以下のとおりである。

1. 令和2年度 原子力規制検査等の結果

原子力規制庁は、令和2年度において事業者等の活動に関して基本検査を実施した。その結果は以下のとおりである。

(1) 原子力規制検査の結果

年度の検査計画どおり基本検査を実施し、検査指摘事項は確認されなかった。

(2) 安全実績指標の結果

安全実績指標について、評価対象となった項目は年間を通じて「指摘事項（追加対応なし）」の状態であった。

(3) その他事項

なし。

2. 総合的な評価

令和2年度においては、検査指摘事項が確認されず、安全実績指標は年間を通じて「指摘事項（追加対応なし）」であった。

また、各監視領域での活動目的の達成に向けた改善活動には、特段の問題は確認されなかった。

対応区分は年間を通じて第1区分であり、各監視領域における活動目的を満足していることから、パフォーマンスの劣化が生じても自律的な改善が見込める状態であると評価する。

3. 次年度以降の検査について

令和3年度の原子力規制検査は、令和2年度末の対応区分が第1区分であることから、引き続き第1区分とし、基本検査を行うこととする。

検査計画については、以下の原子力規制委員会ホームページを参照。

○検査計画一覧

https://www2.nsr.go.jp/activity/regulation/kiseikensa/joukyou/plan_ichiran.html

別記

TTR-1 ※廃止措置中

原子力技術研究所 N28-2 核燃料物質使用施設

原子力技術研究所 NCA

株式会社グローバル・ニュークリア・フュエル・ジャパンの加工施設 令和2年度 原子力規制検査の総合的な評価について

令和2年度に原子力規制庁が株式会社グローバル・ニュークリア・フュエル・ジャパンの加工施設において実施した原子力規制検査の結果に関して、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第61条の2の2第7項に基づく総合的な評価は以下のとおりである。

1. 令和2年度 原子力規制検査等の結果

原子力規制庁は、令和2年度において事業者等の活動に関して基本検査を実施した。その結果は以下のとおりである。

(1) 原子力規制検査の結果

年度の検査計画どおり基本検査を実施し、検査指摘事項は確認されなかった。

(2) 安全実績指標の結果

安全実績指標について、評価対象となった項目は年間を通じて「指摘事項（追加対応なし）」の状態であった。

(3) その他事項

なし。

2. 総合的な評価

令和2年度においては、検査指摘事項が確認されず、安全実績指標は年間を通じて「指摘事項（追加対応なし）」であった。

また、各監視領域での活動目的の達成に向けた改善活動には、特段の問題は確認されなかった。

対応区分は年間を通じて第1区分であり、各監視領域における活動目的を満足していることから、パフォーマンスの劣化が生じても自律的な改善が見込める状態であると評価する。

3. 次年度以降の検査について

令和3年度の原子力規制検査は、令和2年度末の対応区分が第1区分であることから、引き続き第1区分とし、基本検査を行うこととする。

検査計画については、以下の原子力規制委員会ホームページを参照。

○検査計画一覧

https://www2.nsr.go.jp/activity/regulation/kiseikensa/joukyou/plan_ichiran.html

学校法人立教学院の立教大学原子力研究所
令和2年度 原子力規制検査の総合的な評価について

令和2年度に原子力規制庁が学校法人立教学院の立教大学原子力研究所において実施した原子力規制検査の結果に関して、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第61条の2の2第7項に基づく総合的な評価は以下のとおりである。

1. 令和2年度 原子力規制検査等の結果

原子力規制庁は、令和2年度において事業者等の活動に関して基本検査を実施した。その結果は以下のとおりである。

(1) 原子力規制検査の結果

年度の検査計画どおり基本検査を実施し、検査指摘事項は確認されなかった。

(2) 安全実績指標の結果

安全実績指標について、評価対象となった項目は年間を通じて「指摘事項（追加対応なし）」の状態であった。

(3) その他事項

なし。

2. 総合的な評価

令和2年度においては、検査指摘事項が確認されず、安全実績指標は年間を通じて「指摘事項（追加対応なし）」であった。

また、各監視領域での活動目的の達成に向けた改善活動には、特段の問題は確認されなかった。

対応区分は年間を通じて第1区分であり、各監視領域における活動目的を満足していることから、パフォーマンスの劣化が生じても自律的な改善が見込める状態であると評価する。

3. 次年度以降の検査について

令和3年度の原子力規制検査は、令和2年度末の対応区分が第1区分であることから、引き続き第1区分とし、基本検査を行うこととする。

検査計画については、以下の原子力規制委員会ホームページを参照。

○検査計画一覧

https://www2.nsr.go.jp/activity/regulation/kiseikensa/joukyou/plan_ichiran.html

学校法人近畿大学原子力研究所のU T R 令和2年度 原子力規制検査の総合的な評価について

令和2年度に原子力規制庁が学校法人近畿大学原子力研究所のU T Rにおいて実施した原子力規制検査の結果に関して、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第61条の2の2第7項に基づく総合的な評価は以下のとおりである。

1. 令和2年度 原子力規制検査等の結果

原子力規制庁は、令和2年度において事業者等の活動に関して基本検査を実施した。その結果は以下のとおりである。

(1) 原子力規制検査の結果

年度の検査計画どおり基本検査を実施し、検査指摘事項は確認されなかった。

(2) 安全実績指標の結果

安全実績指標について、評価対象となった項目は年間を通じて「指摘事項（追加対応なし）」の状態であった。

(3) その他事項

なし。

2. 総合的な評価

令和2年度においては、検査指摘事項が確認されず、安全実績指標は年間を通じて「指摘事項（追加対応なし）」であった。

また、各監視領域での活動目的の達成に向けた改善活動には、特段の問題は確認されなかった。

対応区分は年間を通じて第1区分であり、各監視領域における活動目的を満足していることから、パフォーマンスの劣化が生じても自律的な改善が見込める状態であると評価する。

3. 次年度以降の検査について

令和3年度の原子力規制検査は、令和2年度末の対応区分が第1区分であることから、引き続き第1区分とし、基本検査を行うこととする。

検査計画については、以下の原子力規制委員会ホームページを参照。

○検査計画一覧

https://www2.nsr.go.jp/activity/regulation/kiseikensa/joukyou/plan_ichiran.html

国立大学法人京都大学複合原子力科学研究所
令和2年度 原子力規制検査の総合的な評価について

令和2年度に原子力規制庁が国立大学法人京都大学複合原子力科学研究所の別記施設において実施した原子力規制検査の結果に関して、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第61条の2の2第7項に基づく総合的な評価は以下のとおりである。

1. 令和2年度 原子力規制検査等の結果

原子力規制庁は、令和2年度において事業者等の活動に関して基本検査を実施した。その結果は以下のとおりである。

(1) 原子力規制検査の結果

年度の検査計画どおり基本検査を実施し、検査指摘事項は確認されなかった。

(2) 安全実績指標の結果

安全実績指標について、評価対象となった項目は年間を通じて「指摘事項（追加対応なし）」の状態であった。

(3) その他事項

なし。

2. 総合的な評価

令和2年度においては、検査指摘事項が確認されず、安全実績指標は年間を通じて「指摘事項（追加対応なし）」であった。

また、各監視領域での活動目的の達成に向けた改善活動には、特段の問題は確認されなかった。

対応区分は年間を通じて第1区分であり、各監視領域における活動目的を満足していることから、パフォーマンスの劣化が生じても自律的な改善が見込める状態であると評価する。

3. 次年度以降の検査について

令和3年度の原子力規制検査は、令和2年度末の対応区分が第1区分であることから、引き続き第1区分とし、基本検査を行うこととする。

検査計画については、以下の原子力規制委員会ホームページを参照。

○検査計画一覧

https://www2.nsr.go.jp/activity/regulation/kiseikensa/joukyou/plan_ichiran.html

別記

KUCA

核燃料物質使用施設

KUR

原子燃料工業株式会社
令和2年度 原子力規制検査の総合的な評価について

令和2年度に原子力規制庁が原子燃料工業株式会社の別記施設において実施した原子力規制検査の結果に関して、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第61条の2の2第7項に基づく総合的な評価は以下のとおりである。

1. 令和2年度 原子力規制検査等の結果

原子力規制庁は、令和2年度において事業者等の活動に関して基本検査を実施した。その結果は以下のとおりである。

(1) 原子力規制検査の結果

年度の検査計画どおり基本検査を実施し、検査指摘事項は確認されなかった。

(2) 安全実績指標の結果

安全実績指標について、評価対象となった項目は年間を通じて「指摘事項（追加対応なし）」の状態であった。

(3) その他事項

なし。

2. 総合的な評価

令和2年度においては、検査指摘事項が確認されず、安全実績指標は年間を通じて「指摘事項（追加対応なし）」であった。

また、各監視領域での活動目的の達成に向けた改善活動には、特段の問題は確認されなかった。

対応区分は年間を通じて第1区分であり、各監視領域における活動目的を満足していることから、パフォーマンスの劣化が生じても自律的な改善が見込める状態であると評価する。

3. 次年度以降の検査について

令和3年度の原子力規制検査は、令和2年度末の対応区分が第1区分であることから、引き続き第1区分とし、基本検査を行うこととする。

検査計画については、以下の原子力規制委員会ホームページを参照。

○検査計画一覧

https://www2.nsr.go.jp/activity/regulation/kiseikensa/joukyou/plan_ichiran.html

別記

東海事業所 加工施設
熊取事業所 加工施設

リサイクル燃料貯蔵株式会社リサイクル燃料備蓄センターの使用済燃料貯蔵施設 令和2年度 原子力規制検査の総合的な評価について

令和2年度に原子力規制庁がリサイクル燃料貯蔵株式会社リサイクル燃料備蓄センターの使用済燃料貯蔵施設において実施した原子力規制検査の結果に関して、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第61条の2の2第7項に基づく総合的な評価は以下のとおりである。

1. 令和2年度 原子力規制検査等の結果

原子力規制庁は、令和2年度において事業者等の活動に関して基本検査を実施した。その結果は以下のとおりである。

(1) 原子力規制検査の結果

年度の検査計画どおり基本検査を実施し、以下の指摘事項1件が確認された。

【核物質防護関係】

○リサイクル燃料備蓄センターにおける情報の管理（指摘事項（追加対応なし）、SLIV）【第2四半期】

(2) 安全実績指標の結果

安全実績指標について、評価対象となった項目は年間を通じて「指摘事項（追加対応なし）」の状態であった。

(3) その他事項

なし。

2. 総合的な評価

令和2年度においては、検査指摘事項が1件確認されたが、安全重要度及び深刻度が「指摘事項（追加対応なし）、SLIV」であり、安全実績指標は年間を通じて「指摘事項（追加対応なし）」であった。

また、各監視領域での活動目的の達成に向けた改善活動には、検査指摘事項の是正活動も含めて、特段の問題は確認されなかった。

対応区分は年間を通じて第1区分であり、各監視領域における活動目的は満足していることから、パフォーマンスの劣化が生じても自律的な改善が見込める状態であると評価する。

3. 次年度以降の検査について

令和3年度の原子力規制検査は、令和2年度末の対応区分が第1区分であることから、引き続き第1区分とし、基本検査を行うこととする。

検査計画については、以下の原子力規制委員会ホームページを参照。

○検査計画一覧

https://www2.nsr.go.jp/activity/regulation/kiseikensa/joukyou/plan_ichiran.html